

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和2年8月21日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 MULプロパティ株式会社

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ盛岡みたけAゾーン 盛岡市みたけ二丁目133番36

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(4) 変更の年月日

ア 令和2年5月21日

イ 令和2年8月3日

(5) 変更の理由

ア 小売業者の代表者の変更のため

イ 小売業者の住所の記載の錯誤のため

2 届出年月日 令和2年8月3日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所